

宮城県公報

行 県
書課(青葉区8番1号)
発 宮(仙台市宮本町3丁目8番1号)
務部(電話022(211)2267)
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○都市計画の変更

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

○土地区画整理組合の解散の認可

○土地改良区の定款変更の認可

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

○土地区画整理組合の解散の認可

○土地改良区の定款変更の認可

告示

○宮城県告示第四十号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第一四六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	所在地の名称及び指定期間	設置者名	廃止年月日
○四一〇二〇〇一五八 ルパーセンターハ 桃生	石巻市社協ホームヘ 南	社会福祉法人 石巻市社会福 祉協議会	平成二十九年 一月三十一日
		社会福祉法人 石巻市社会福 祉協議会	平成二十九年 一月三十一日
		社会福祉法人 石巻市社会福 祉協議会	平成二十九年 一月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。
なお、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 五・五・一〇一号松島海岸公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

2 廃止する部分

松島町松島字浪打浜、同字町内、及び同字仙隨の各一部

○宮城県告示第四十二号

氣仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 気仙沼都市計画下水道
2 名称 気仙沼市公共下水道

二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四十三号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

石巻市前谷地字黒沢
前三十五番地

の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

種類 石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十九年一月十一日

○宮城県告示第四十五号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年一月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十九年一月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤慶太

公 告

○県営貝抜沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池整備工事（小規

模）））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営貝抜沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池整備工事（小規

模）））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年一月十七日から平成二十九年一月十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十九年一月十四日
- 2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一の一

電子メールアドレス n-h-n-n-b-k-s@pref.miyagi.jp

- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館で使用する電気 年間百六十七万三千キロワット時
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日まで
- (二) 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は開札時までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- なお、入札に参加しようとする者の使用者として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに商店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- 9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を平成二十九年二月十日（金）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年二月一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

(担当 星 拓朗 電話〇二二一二一一三六五二)

- 2 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十九年一月二十七日（金）午後五時まで。ただし、

郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年一月二十四日（火）午後五時までに一あてで申し出る。」。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十九年二月十日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達する。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時までに開札場所へ提出である。」。

5 開札の日時及び場所

平成二十九年二月二十八日（火）午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階一六〇一会議室

四 入札に参加することができる者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないことされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするとの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担する。
10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : Electricity for Miyagi Prefectural Library, 1,673,000 kWh per year

2 Contract Period : April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline and Place for Bid (in person) : February 28, 2017 (Tue.), 10 : 30 a.m. Conference Room 1601, Miyagi Prefectural Government Office, 16th Floor

4 Deadline for Bid (by mail) : February 27, 2017 (Mon.), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan
Tel: 022-211-3651

6 Language and Currency Used in Bid : Japanese and Japanese yen only